

よくある質問（令和8年4月～8月 保育料）

Q1	保育料はどう決まりますか？
A1	世帯の市民税所得割額に応じて鎌倉市が決定します。 4～8月の保育料は前年度、9月～3月の保育料は今年度の市民税所得割額を参照します。
Q2	保育所等をお休みしても払わないといけないのですか？
A2	登園していなくても、在籍している限りは保育料が発生します。
Q3	・保育料の金額が、想定した額／市民税所得割から逆算した額と異なるのですが。 ・保育料が4月～8月と比べて上がっています。理由はなんですか？
A3	保育料の算定にあたっては、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除（ふるさと寄附金含む）・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しません。 また、4～8月の保育料は前年度（＝前々年の収入）、9月～3月の保育料は今年度（＝前年の収入）の市民税所得割額を参照するため、現時点の収入と乖離している可能性があります。 なお、保護者の税情報が確認できない場合（市外から転入した場合、収入の申告（無収入の場合を含みます）を行っていない場合等）は仮の保育料として、最大額で算定しています。 ※市民税の額についてご質問がある場合は、市民税課へお問い合わせください。
Q4	収入の申告を行いました、保育料が最大額のまま変わりません。
A4	手続き後、保育・幼稚園課にてその旨をお申し出頂けていない場合、変更が反映されないことがあります。控えを持って保育・幼稚園課の窓口へお越しください。 なお、税情報の反映には時間がかかる場合がございます。確定申告を実施した場合、反映まで数か月かかることがあるようですので、必要に応じて鎌倉市役所市民税課にて住民税に係る手続きを行ってください。
Q5	小学生の上の子がいます。保育園に通っている下の子の保育料が無償になっていません。
A5	上の子が小学校、下の子が保育園に通っていた場合、保育料の算定上は、下の子を第1子としてカウントすることから、第2子無償化の対象とはなりません。
Q6	第1子が私学助成幼稚園／認可外保育施設に、第2子が保育所等に通っています。 第2子の保育料額が無償になっていません。
A6	お子さんの在籍状況が確認できていない場合がございます。保育・幼稚園課へご連絡下さい。
Q7	子どもが3歳になったのに保育料が無償になっていません。
A7	保育料の無償化は、「3歳児クラスから」となりますので、お子さんが満3歳になってすぐに無償になるわけではありません。

裏面に続きます

(表面の続き)

Q8	家庭状況が変わりました（結婚・離婚、同居、障がい者手帳、生活保護等）。 保育料も変わりますか？
A8	変わる可能性があります。 必要な手続きについてご案内しますので、保育・幼稚園課へお問い合わせください。

Q9	保育料はどうやって納めればよいですか？
A9	認可保育所の場合は原則として鎌倉市が徴収しますので、口座振替または納付書でお支払いください。なお、鎌倉市では口座振替を推奨しています。 認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に通っている場合は、施設に直接納めてください。

Q10	【認可保育所に通っている方のみ】 口座振替の申込をしたいのですが、入所番号が分かりません。
A10	口座振替の申込と入所年度が同じ場合は、入所決定通知書または納付書に記載されている8ケタの番号（例：0000-0000）を記載してください。 口座振替の申込と入所年度が異なる場合は、口座振替の申込を行う年度と同じ年度に発行された保育料の納付書に記載されている8ケタの番号（例：0000-0000）を記載してください。 分からない場合はお調べいたします。保育・幼稚園課へお問い合わせください。

Q11	【認可保育所に通っている方のみ】 口座振替の口座は、保護者であれば、父母どちらの名義でも大丈夫ですか？
A11	大丈夫です。なお、児童名義や保護者ではない祖父母の名義で登録することはできません。

Q12	【認可保育所に通っている方のみ】 口座振替の申込をしました。何月の保育料から引き落としが始まりますか？
A12	申込後、金融機関から市に口座振替申込書が届くまでしばらく時間がかかります。市から口座振替を開始した旨の通知をお送りしますので、通知に記載された開始日より前の月については、納付書でお支払いください。

Q13	【認可保育所に通っている方のみ】 納付書で支払う場合、どこで支払えばよいですか？
A13	以下のいずれかでお支払いください。 ①鎌倉市役所本庁舎（支所ではお支払いいただけません。） ②コンビニエンスストア ③横浜銀行、スルガ銀行、湘南信用金庫、東日本銀行、さがみ農業協同組合、静岡銀行、中央労働金庫、かながわ信用金庫、ゆうちょ銀行

問合せ先：鎌倉市保育・幼稚園課

電 話：0467-61-3894

メー ル：kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp